# 市営江上町住宅建替事業入札説明書

令和6年6月3日

西宮市

# 目 次

第	, 1	入札説明書の定義	1
第	2	特定事業の選定に関する事項	2
	1	事業内容に関する事項	. 2
第	3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
	1	事業者の募集及び選定の方法	. 6
	2	募集及び選定のスケジュール	. 6
	3	入札手続き等	. 7
	4	入札にあたっての留意事項	11
	5	入札参加に関する条件等	12
	6	落札者の選定	22
	7	提示条件	24
第	4	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	26
	1		
		事業者の責任ある履行について	26
	2	事業者の責任ある履行について	
			26
	3	市と事業者の責任分担	26 26
	3 4	市と事業者の責任分担業務の要求水準	26 26
	3 4 5	市と事業者の責任分担業務の要求水準	26 26 26
	3 4 5 6	市と事業者の責任分担業務の要求水準	26 26 26 26
	3 4 5 6 7	市と事業者の責任分担. 業務の要求水準. 事業者の責任の履行に関する事項. 市による本事業の実施状況の確認 (モニタリング) 契約期間中の事業者と市の関わり.	26 26 26 26 29 29
第	3 4 5 6 7 8	市と事業者の責任分担. 業務の要求水準. 事業者の責任の履行に関する事項. 市による本事業の実施状況の確認 (モニタリング) 契約期間中の事業者と市の関わり.	26 26 26 29 29 30
第	3 4 5 6 7 8	市と事業者の責任分担. 業務の要求水準. 事業者の責任の履行に関する事項. 市による本事業の実施状況の確認 (モニタリング) 契約期間中の事業者と市の関わり. 事業の終了. 提出書類・作成要領.	26 26 26 29 29 30 <b>34</b>

別添資料1:要求水準書

別添資料 2: 落札者決定基準

別添資料 3: 提案様式集

別添資料 4:事業契約書(案)

# 第1 入札説明書の定義

「市営江上町住宅建替事業 入札説明書」(以下、「入札説明書」という。)は、西宮市(以下、「市」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI法」という。)に基づき特定事業として選定した「市営江上町住宅建替事業」(以下、「本事業」という。)を実施するにあたり、本事業の入札に参加する者(以下、「入札参加者」という。)を対象に配付するものである。

入札参加者は入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提出書類を提出することとする。

また、入札説明書は、入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、提案様式 集、事業契約書(案)及びその他の入札説明書とともに公表された資料(その後の変更を 含む。)と一体とし、それらをあわせて「入札説明書等」という。

# 第2 特定事業の選定に関する事項

#### 1 事業内容に関する事項

#### 1-1 事業名称

市営江上町住宅建替事業

# 1-2 事業に供される公共施設の種類

98 戸の市営住宅 (附帯施設等を含む)

#### 1-3 公共施設の管理者

西宮市長 石井 登志郎

#### 1-4 事業の目的

市は、市が管理する市営住宅の老朽化に伴い今後さらに懸案となる安全性や居住性の問題、また少子高齢化といった市を取り巻く社会情勢によるニーズの変化や効率的な維持管理への対応としての管理戸数の適正化の課題等を解消することを目的とした「西宮市営住宅整備・管理計画」を定め、その一環として、「第2次西宮市営住宅建替計画」に基づき、市営江上町住宅(以下、「本住宅」という。)の建替事業を実施する。

#### 1-5 事業の概要

本事業は、昭和29年に建設された本住宅内にある鉄筋コンクリート造地上4階建2棟48戸の市営住宅及びその附帯施設等(以下、「既存住宅等」という。)を解体撤去し、旧西宮市保健所跡地(以下、「旧保健所跡地」という。)において、新たな市営住宅及びその附帯施設等(以下、「整備住宅等」という。)の設計・建設等を行う。(なお、本事業では、旧保健所跡地と本住宅敷地を合わせて「事業用地」とする。)

#### 1-6 事業方式の概要

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI 法」という。)に基づき実施するものとし、BT (Build Transfer) 方式とする。本事業の実施に際して、市と事業契約を締結し事業を実施する民間事業者 (以下、「事業者」という。)は、本住宅内に存在する既存住宅等を解体撤去し、整備住宅等の設計・建設等を行い、市に所有権を移転し、引き渡す。

# 1-7 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。

# ア 市営住宅整備業務

(ア)設計業務

- · 測量調査
- · 地質調査
- · 電波障害調査
- · 周辺家屋調査等
- ・アスベスト含有材使用状況調査
- · PCB 含有調査
- ・その他事業者が必要とする調査 (以下、上記7つの業務を「調査業務」という。)
- · 基本設計
- · 実施設計
- ・ 設計住宅性能評価の取得
- ・既存住宅等の解体撤去に関する設計
- ・設計段階における各種申請手続

#### (4)建設業務

- ・ 既存住宅等の解体撤去工事
- ・解体撤去段階における各種申請手続
- ・整備住宅等の建設工事
- ・ 建設住宅性能評価の取得
- ・建設段階における各種申請手続
- ・ 化学物質の室内濃度測定
- ・完工検査
- (ウ)工事監理業務
  - ・既存住宅等の解体撤去に関する工事監理
  - ・整備住宅等の建設に関する工事監理

# イ 入居者移転事務補助業務

- ・市等が行う移転説明会の補助業務
- 市等が行う内覧会の案内補助業務
- 市等が行う入居決定事務の補助業務

# ウ その他の業務

- ・完成確認及び引渡し
- · 近隣対策 · 対応
- ・ 交付金・補助金等申請関係書類の作成支援
- · 会計実地検査の支援業務
- ・ 改修・点検方法の提案業務

# 1-8 事業者の収入及び負担

# (1) 事業者の収入

事業者は、「第2 1-7業務範囲」のアからウのサービスを一体として市に提供する。 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に規定する債務負担行為に基づき、事業者から提供されたサービスに対し、市と事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより、契約期間にわたって、本事業の実施に必要なサービスの対価(以下、「本業務に係る対価」という。)を事業者に対し支払う。

#### (2) 本業務に係る対価の算定

本業務に係る対価は、「第2 1-7業務範囲」のアの業務(以下、「市営住宅整備業務」という。)に係る対価(以下、「市営住宅整備費」という。)及び同項イの業務(以下、「入居者移転事務補助業務等」という。)に係る対価(以下、「移転事務補助等費」という。)並びにアとイに付帯する業務である同項ウの業務から構成される。

なお、本業務に係る対価の支払いに係る事項の具体的な内容については、事業契約書 (案)において提示する。

# ア 市営住宅整備費

- ① 市は、市営住宅整備費を、令和7年度及び令和8年度においては前払い及び部分 払い、令和9年度においては前払い及び完成払いで支払う。
- ② 各年度の支払額は、令和7年度及び令和8年度については事業者の提案に基づき市が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した一定額とし、令和9年度については市営住宅整備費から支払い済みの費用を控除した額とし、落札者決定後、市と事業者が協議して市が定める。

#### イ 移転事務補助等費

市は、移転事務補助等費を「第2 1-9 本事業の契約期間」の契約期間終了後、事業者に支払う。

#### (3) 事業者の負担

#### ア 市営住宅整備費

事業者は、市営住宅整備費を(2)ア①の市からの支払いがあるまでの間、負担する。

#### イ 移転事務補助等費

事業者は、移転事務補助等費を(2)イの市からの支払いがあるまでの間、負担する。

# 1-9 本事業の契約期間

本事業に係る契約期間は、事業契約の締結日から令和9年度末までとする。

# 1-10 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

スケジュール	本事業の業務内容		
令和6年12月頃	事業契約締結		
令和7年1月頃	設計、各種事前調査等の着手		
	既存住宅等の解体撤去		
令和8年3月頃	及び既存住宅等の敷地の引渡し		
	各種申請等の行政手続きの完了		
令和8年4月頃	整備住宅等の建設工事の着手		
令和10年3月頃	整備住宅等の引渡し		

<sup>※</sup>原則として、酒造期(毎年10月~翌年3月)までの地下工事については避けること。

# 1-11 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令(施行令及び施行規則等を含む。)及び条例 等については、要求水準書を参照すること。

# 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

# 1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)を採用する。

# 2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。なお、スケジュールは変更する場合がある。

スケジュール	内 容
令和6年6月3日(月)	入札公告、入札説明書等の公表
令和 6 年 6 月 10 日 (月) ~12 日 (水)	事業用地の現地調査
令和6年6月3日(月) ~10日(月)	資料の貸与の申込受付
令和6年6月17日(月)	入札説明書等に関する質問締切
令和6年6月28日(金)	入札説明書等に関する質問回答の公表
令和6年7月8日(月)	入札参加資格審査提出書類の受付締切
令和6年7月22日(月)	入札参加資格審査結果【第一次審査】
令和6年7月25日(木)	入札参加資格審査を通過できなかった場合の理由説明受付 締切
令和6年9月13日(金)	提案審査提出書類(入札書含む)の受付締切
令和6年9月13日(金)	入札書等の開札
令和6年10月上旬	提案審査・ヒアリング【第二次審査】
令和6年10月11日(金)	落札者決定・公表
令和6年10月下旬	仮契約の締結
令和6年12月下旬	事業契約締結

# 3 入札手続き等

入札参加に関する手続き等は下記のとおりとし、手続き等はすべて平日に行うこととする。なお、平日とは月曜日から金曜日までを指し、土曜日、日曜日及び祝日は含まない。

# 3-1 入札公告、入札説明書等の公表

公表日時 令和6年6月3日(月)

公表方法 西宮市ホームページ

事業者向け情報 > 入札・契約 > 入札・プロポーザル等情報 > 入札情報 (DB、PFI、電力等) > 入札公告等 (DB、PFI、電力等) 【 https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/keiyaku/nyusatsu/nyusatsujoho/nyuusatukoukokutou/egamichotatekae.html】

(以下、「ホームページ」という。)

# 3-2 資料の貸与・事業用地の現地調査

#### (1) 資料の貸与

本事業に関し、要求水準書に記載している貸出資料の貸与を希望する者は、資料の貸与を受けることができる。希望者は、下記の要領で申し込みを行う。

申 込 期 間 入札公告後から令和6年6月10日(月)午後5時まで

手 続 き 「資料貸与申込書(様式 1-7)」に必要事項を記入の上、申込期間 内に PDF 形式で、電子メールにて下記申込先に送信すること。

メールタイトルは、「市営江上町住宅建替事業 資料貸与申込」とすること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。

なお、「資料貸与申込書(様式 1-7)」の原本は、資料貸与時に申 込先に郵送すること。

なお、借用後は、規定された期限までに、貸与を受けたデータに ついては、複製、複写を含めて完全に消去すること。

申 込 先 〒662-0911

兵庫県西宮市池田町8番11号 池田庁舎4階

西宮市都市局住宅部住宅整備課

電話番号: 0798-35-3067

電子メール: jyuseibi@nishi.or.jp

# (2) 現地調査

事業用地の現地調査を希望する者は、既存住宅等の空き室の見学等の事業用 地の現地調査を行うことができる。

入札参加者は下記の要領で現地調査の申し込みを行うこと。

申 込 期 間 入札公告後から令和6年6月6日(木)正午まで

調 査 日 時 令和6年6月10日(月)から12日(水)の市の指定する時間 (概ね2時間)

手 続き 「現地調査申込書(様式 1-8)」に、必要事項を記入の上、申込期間内に PDF 形式で、電子メールにて下記申込先に送信すること。メールタイトルは、「市営江上町住宅建替事業 現地調査申込」とすること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。

なお、「現地調査申込書 (様式 1-8)」の原本は、現地調査時に提出すること。

現地調査を希望する入札参加者は、予め市が指定した時間に下記 の貸与場所にて鍵の貸し出し手続きを行い、貸し出し後は、市が 指定する返却時間までに、鍵の返却を行うこととする。

そ の 他 現地調査を行う場合には、近隣住民の安全及びプライバシーに配慮すること。調査は目視確認や撮影、簡易計測等を基本とし、ボーリング調査等の作業は不可とする。なお、近隣住民への配慮という点から、調査人数や乗入車両は必要最小限にとどめること。

申 込 先 ・ 「第5 2 本事業の担当課」貸 与 場 所

# 3-3 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に記載された内容に関する質問を下記の要領で受け付ける。特段の定めがある場合を除き、これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。

受付期間 入札公告後から令和6年6月17日(月)正午まで

提出方法 「入札説明書等に関する質問書(様式1-1)」~「事業契約書(案)質問記入欄(様式1-6)」に、必要事項を記入の上、受付期間内に、電子メールにて下記提出先に送信すること。メールタイトルは「市営江上町住宅建替事業 入札説明書等に関する質問」と明記すること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。

提 出 先 「第52 本事業の担当課」

# 3-4 入札説明書等に関する質問回答の公表

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年6月28日(金)を目途に公表することとし、個別に回答を行わない。また、質問を行った者の企業名は公表しない。

# 3-5 入札参加資格審査提出書類の受付

入札参加者は、下記の要領により「入札参加申込書」を含む入札参加資格審査(第一次審査)に関する提出書類(以下、「入札参加資格審査提出書類」という。)を市に提出する。

なお、入札参加資格審査提出書類の作成については、「第4 8提出書類・作成要領」 に従うこと。

受 付 期 間 令和6年7月1日(月)~7月8日(月)まで

提出方法 受付期間内に、郵送(配達証明付)又は持参により、下記の提出 先に提出のこと。郵送又は持参にて提出する書類には、表に「市

営江上町住宅建替事業 入札参加資格審査提出書類在中」と朱書

きすること。

持参による場合は平日の午前9時~正午、及び午後1時~午後5時の間、郵送の場合は7月8日(月)正午必着とする。入札参加者が指定された日時内に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、市は、提出を認めない。

なお、書類の提出に先立ち、「審査書類等提出通知(様式 1-9)」 に必要事項を記入の上、PDF形式で、電子メールにて下記の提出 先に送信すること。メールタイトルは「市営江上町住宅建替事業 入札参加資格審査提出書類提出通知」とすること。メール送信後 は電話にて受信確認を行うこと。

提 出 先 「第52 本事業の担当課」

# 3-6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査(第一次審査)の結果を令和6年7月22日(月)を目途に電子メールにて発送する。入札参加資格審査(第一次審査)の通過者には、あわせて提出用の入札書を発送する。

# 3-7 入札参加資格審査を通過できなかった場合の理由説明受付

入札参加資格審査(第一次審査)を通過できなかった者は、その理由について、書面により下記の要領で説明を求めることができる。

受付期間 令和6年7月23日(火)~7月25日(木)午後5時まで

提出 方法 説明要求の書面(様式自由、代表企業の代表者印押印のこと)を 作成の上、受付期間内に、下記提出先に郵送(配達証明付)又は

持参により提出すること。

郵送又は持参にて提出する書類には、表に「市営江上町住宅建替事業 入札参加資格審査結果説明要求書類在中」と朱書きすること。

持参による場合は午前 9 時~正午、及び午後 1 時~午後 5 時の間、郵送の場合は7月 25 日 (木) 午後 5 時必着とする。

提 出 先 「第5 2 本事業の担当課」

回答結果 説明を求めた者に対し、8月9日(金)を目途に書面により、郵送にて、回答する。

#### 3-8 提案審査提出書類の受付

入札参加資格審査通過者は、下記の要領により「入札書(様式 4-1)」及び「入札内訳書(様式 4-2)」(以下、「入札書等」という。)を除く本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書及びその他関連書類(様式 4-3~4-10、様式 5-1~5-10)(以下、「提案審査提出書類」という。)等の入札時の提出書類を市に提出する。

提案審査提出書類の作成については、入札説明書「第4 8提出書類・作成要領」に 従うこととする。なお、提案審査(第二次審査)においては、提案に不明な点がある場合、入札参加資格審査通過者へのヒアリング(プレゼンテーションを含む)を実施する。 なお、ヒアリングは令和6年10月上旬の市が指定する時間に行うこととし、ヒアリングに応じない場合は、辞退するものとみなす。入札参加資格審査通過者が指定された日時内に提案審査提出書類を提出しない場合、いかなる理由があっても、市は、提出を認めない。

受付期間 令和6年9月2日(月)~9月13日(金)正午まで

提出 方法 受付期間内に、郵送(配達証明付)又は持参により、下記の提出 先に提出のこと。

郵送又は持参にて提出する書類には、表に「市営江上町住宅建替事業提案審査提出書類在中」と朱書すること。

持参による場合は午前9時~正午、及び午後1時~午後5時の

間、郵送の場合は9月13日(金)正午必着とする。

なお、書類の提出に先立ち、「審査書類等提出通知(様式 1-9)」 に必要事項を記入の上、PDF 形式で、電子メールにて下記の提 出先に送信すること。メールタイトルは「市営江上町住宅建替事 業 提案審査書類提出通知」とすること。メール送信後は電話に て受信確認を行うこと。

提 出 先 「第5 2 本事業の担当課」

# 3-9 入札書等の提出・開札

入札書等を下記日時・場所に持参のこと。入札参加資格審査通過者が指定された日時 内に持参しない場合、いかなる理由があっても、市は、提出を認めない。

開札は下記の日時と場所において、原則として、入札参加資格審査通過者又はその代理人の立会いの上、行う。なお、当該開札では、入札参加資格審査通過者の入札金額が予定価格を超えていないことを確認する場とし、予定価格を超えている場合は、その入札参加資格審査通過者は失格とする。また、入札金額の確認の場で入札参加資格審査通過者の入札金額の公表は行わない。

入 札 書 等 入札書等を封筒に入れ厳封し、表に「市営江上町住宅建替事業 入札書」と朱書きすること。

日 時 令和6年9月13日(金)午後2時

場 所 入札参加資格審査通過者に別途通知する。

#### 4 入札にあたっての留意事項

# 4-1 入札無効に関する事項

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格審査提出書類の提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出 した企業が参加するグループが行った入札
- イ 入札参加申込書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札
- ウ 入札参加資格のない者、又は入札参加資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- エ 入札参加者が談合した入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

#### 4-2 予定価格

本事業の予定価格は、下記のとおりである。

¥2,646,000,000円(消費税、地方消費税を除く)

なお、市は予定価格の算出根拠を公表せず、また最低制限価格については設定しない。

# 4-3 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

# (2) 契約保証金

事業者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の額を契約保証金として、契約締結前までに納付しなければならない。ただし、事業者は契約保証金の納付に代えて、西宮市契約規則第 21 条に掲げる担保を提供することができる。

# 5 入札参加に関する条件等

#### 5-1 入札参加者等の構成

#### (1) 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、市の求める性能を備えた整備住宅等を設計、建設することができる 企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成されるグ ループ(以下、「参加グループ」という。)とする。参加グループは、代表企業(以 下「代表企業」という。)を定め、それ以外の企業は構成企業(以下「構成企業」と いう。)とする。
- イ 入札参加者は、整備住宅等を設計する企業(以下、「設計企業」という。)、整備住 宅等を建設する企業(以下、「建設企業」という。)、整備住宅等の建設工事を監理す る企業(以下、「工事監理企業」という。)により構成される。
- ウ 落札者となった入札参加者が、本事業を遂行するために会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立して も構わない。ただし、SPC を設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければならない。
- ① 落札者となった参加グループのうち代表企業及び建設企業は、必ず SPC に出

資すること。

- ② 代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行うこと。
- ③ 出資者である代表企業及び構成企業は、契約期間が終了するまで SPC の株式 を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権 等の設定その他の一切の処分を行わないこと。

# (2) 代表企業の選定

- ア 入札参加者は、参加グループの建設企業 (「第 3 5·2 (2) イ 建設企業」で規定) の中から代表企業 (特定建設工事共同企業体 (以下、「JV」という。) の場合は代表者)を定め、入札参加表明時の入札参加資格審査提出書類にて明らかにすること。
- イ 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との 調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負 う。なお、代表企業及び構成企業が負担する詳細な責任の内容については、事業契 約書(案)において提示する。

# (3) 代表企業及び構成企業の構成要件

建設企業は、工事監理企業の業務を実施することはできないものとし、工事監理企業は資本関係又は人的関係について次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 工事監理企業が、建設企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。
- ② 工事監理企業が、建設企業の資本総額の50%を超える出資をしている。
- ③ 建設企業が所有する工事監理企業の株式の合計が、発行済み株式の 50%を超えている。
- ④ 建設企業が出資する、工事監理企業の資本の合計が、資本総額の50%を超えている。
- ⑤ 工事監理企業の代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている。

#### (4) 複数応募の禁止

参加グループの代表企業、構成企業及びそれらの企業と資本関係又は人的関係のある者(下記ア、イ)は、他の参加グループの代表企業及び構成企業になることはできない。

# ア 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社(会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社(以下、「更生会社」という。)又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- ① 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をい う。以下同じ。) と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

# イ 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねて いる場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

# (5) その他

- ア 代表企業及び構成企業から業務を直接受託し又は請け負う者を協力企業とする。
- イ 落札者となった入札参加者が、本事業を遂行するために SPC を設立する場合には、 SPC から直接業務を受託することができるのは、代表企業及び構成企業のみとする。

#### 5-2 入札参加者等の参加資格要件

#### (1) 代表企業及び構成企業の共通参加資格要件

参加グループの代表企業及び構成企業は、入札参加申込書の受付日において、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 西宮市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。 又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- ウ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命 令を受けている者。

- エ 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業 停止処分を受けている者。
- オ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係 又は人的関係のある者(「第3 6-7事務局」を参照)。
- カ 西宮市営住宅建替 PFI 事業者等選定委員会(以下、「選定委員会」という。)(「第 3 6 落札者の選定」で規定)の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的 関係のある者(「第 3 6-2 選定委員会の設置」を参照)。
- キ 次のいずれかに該当する者。
  - (ア) 法人でない者。
  - (イ) 次のいずれかに該当する者。
    - ・旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会 社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基 づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただ し、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
    - ・民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
    - ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定 による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされてい る者。
    - ・旧破産法(大正 11 年法律第 71 号)又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産の申立て、又は旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)に基づき和議開始の申立てがなされている者。
  - (ウ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。
    - ・成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われて いる者。
    - ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に 取り扱われている者。
    - ・禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過 しない者。
    - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
    - ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上

記のいずれかに該当する者。

- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
- (オ) その者の親会社等が(イ) から(エ) までのいずれかに該当する法人。

# (2) 代表企業及び構成企業の個別参加資格要件

参加グループの代表企業及び構成企業は、入札参加申込書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

なお、事業者が SPC を設立する場合にあっては、SPC からアからウの企業として業務を受託する者も同様とする。

#### ア 設計企業

設計企業は、次の要件をすべて満たしていることとする。なお、複数の者が業務を 分担する場合は、統括する設計企業を置くものとし、すべての設計企業は次の要件を すべて満たすこと。ただし、設計業務のうち既存住宅等の解体撤去に関する設計又は 調査業務のみを実施する者が設計企業となる場合は、③を除くすべての要件を満た していること。

- ① 令和 6 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。) の「コンサル業」に登録されていること。なお、登録がない者については、本市による資格者名簿登録条件の確認審査を受けること(「第 2 4-2 (3) 資格者名簿登録に関する事項」を参照)。
- ② 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく 一級建築士事務所として登録されていること。
- ③ 5 階建て以上の RC 造等の共同住宅(ワンルームマンションを除く。以下同じ。)で、かつ延床面積 2,500 ㎡以上又は 50 戸以上の新築工事(以下、「参加資格要件工事」という。)の基本設計及び実施設計の実績を有していること。なお、複数の者が業務を分担する場合、又は設計 JV を組成する場合は、主たる設計業務を行う者(設計 JV の場合は設計代表者)が基本設計及び実施設計の実績を有していることとし、他の者はいずれかの実績を有していること。ただし、基本設計及び実施設計のいずれかのみの実績を有する者は、実績の範囲内でのみ業務を分担することができる。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 15 年間に竣工したものに限る。
- ④ 設計企業と入札参加申込書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)を配置すること。なお、落札後、市が必要と認めた場合、設計

企業は配置予定技術者(管理技術者)を変更することができる。

# イ 建設企業

建設企業は、単体企業又は JV とする。単体企業で応募する場合には次の③から⑧の要件をすべて満たすこと。 JV を組成する場合は次の①及び②の要件を満たすこととし、代表者は次の③から⑧の要件を、構成員は次の③から⑥の要件をすべて満たすこととする。

- ① 代表者及び構成員のいずれもが資格者名簿の「一般土木建築工事」又は「建築工事」に登録されている場合は甲型 JV (以下、「共同施工方式」という。)、それ以外の場合は乙型 JV (以下、「分担施工方式」という。)とする。なお、登録がない者については、本市による資格者名簿登録条件の確認審査を受けること(「第3 5-2 (3) 資格者名簿登録に関する事項」を参照)。
- ② 共同施工方式の場合、次の(ア)から(ウ)の要件を満たすこととする。分担施工方式の場合、次の(ア)の要件を満たしていることとし、構成員の数及び分担工事額については参加グループの提案に委ねる。
- (ア) JV の代表者は出資比率又は分担工事額が JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
- (4) JV を構成する企業の数は2者又は3者であること。
- (ウ) 1 企業当たりの出資比率は、構成する企業の数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。
  - ※共同施工方式、分担施工方式の詳細については国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\_6\_bt\_000101.html を参照のこと。
- ③ 建設企業は、資格者名簿の「一般土木建築工事」、「建築工事」、「土木工事」、「電 気工事」、「管工事」のうち、当該企業が実施する工事に対応した工種(以下、「対 象工種」という。)に登録していること。なお、登録がない者については、本市に よる資格者名簿登録条件の確認審査を受けること(「第3 5-2(3)資格者名簿登 録に関する事項」を参照)。
- ④ 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格者名簿の対象工種に該当する種類(「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」) について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ⑤ 建設業法第26条第2項の規定による監理技術者又は主任技術者(以下、「監理技術者等」という。)を専任かつ常駐で配置すること。なお、解体撤去業務と建設業務に分けて配置することを除き、原則、監理技術者等の変更は認めないが、市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。また、「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)に掲げる期間については、常駐及び専任義務は要しない。

- ⑥ 配置する監理技術者等は、代表者及び構成員と入札参加申込書の受付日から起算 して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満 たすこと。
- (ア) 監理技術者は、業務に必要な建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技 術者資格者証を有し、同法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有 している者であること。
- (4) 主任技術者は、同法第7条第2号に規定する認定者のうち業務に必要な国家資格 を取得した者であること。
- (ウ) 代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者として市との窓口役となるとともに、構成員の監理技術者等を総括すること。
- ⑦ 「建築一式工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、1,000点以上であること。
- ⑧ 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JVとして有する工事実績については、出資比率20%以上(2社の場合は30%以上)の場合に限る。

#### ウ 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、建設工事の工事監理と解体撤去工事の工事監理のみの分担とし、建設工事の工事監理を担当する者は次の要件をすべて満たし、解体撤去工事の工事監理のみを担当する者が工事監理企業となる場合は、③を除くすべての要件を満たすこと。

- ① 資格者名簿の「コンサル業」に登録されていること。なお、登録がない者については、本市による資格者名簿登録条件の確認審査を受けること(「第 3 5-2 (3) 資格者名簿登録に関する事項」を参照)。
- ② 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく 一級建築士事務所として登録されていること。
- ③ 参加資格要件工事の工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、入札 公告日から起算して過去 15 年間に竣工したものに限る。
- ④ 工事監理企業と、入札参加申込書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者(建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。)を専任で配置できること(解体撤去工事の工事監理は専任である必要なし)。なお、原則、工事監理者の変更は認めないが、市が必要と認めた場合に限り、工事監理者を変更することができる。

# (3) 資格者名簿登録に関する事項

入札公告時点において、「第3 5-2 (2) 代表企業及び構成企業の個別参加資格要件」で示す参加資格要件のうち、資格者名簿に登録されていない民間事業者は、本事業の入札参加にあたって、本市による資格者名簿登録条件の確認審査を受け、登録条件を有することが確認された場合は参加グループの構成企業と認める。

なお、資格者名簿に登録のない者は、以下の書類を入札参加資格審査提出書類とあわせて提出すること (書類の詳細は提案様式集別添資料を参照すること)。

# 設計企業及び工事監理企業の場合

① 競争入札参加資格審査申請書	所定様式
② 暴力団排除に関する誓約書	所定様式
③ 印鑑証明書	写し
④ 受託する業務の遂行に必要な許可・登録・届出等の証明書等	写し
⑤ 技術職員名簿	自社様式
⑥ 納税証明書(国税等)	写し
⑦ 完納証明書(西宮市税)	写し
⑧ 商業登記履歴事項全部証明書	写し
⑨ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)	写し
⑩ 業務経歴書	自社様式

# 建設企業の場合

① 競争入札参加資格審査申請書	所定様式
② 暴力団排除に関する誓約書	所定様式
③ 印鑑証明書	写し
④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経審結果通知書)	写し
⑤ 建設業許可に関する通知書	写し
⑥ 技術職員名簿(経営事項審査申請時の技術職員名簿(別紙 二)の写し)	写し等
⑦ 納税証明書(国税等)	写し
<ul><li>⑧ 完納証明書(西宮市税)</li><li>(西宮市に本店(本社)・支店等を有する場合のみ必要)</li></ul>	写し
⑨ 商業登記履歴事項全部証明書	写し

⑩ 工事経歴書 所定様式等

# (4) 事業者の市内業者に対する契約に関する事項

事業者は、本事業を実施する際に業務の一部を再委託又は再々委託する場合にあたっては、西宮市内で主たる営業所を有する者の活用にできる限り努めること。

#### (5) 入札参加申込書等の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた参加グループの代表企業及び構成企業又は SPC から業務を受託する者が、入札参加申込書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 入札参加申込書等の受付日から落札者決定日までの間に、参加グループの代表企業及び構成企業又は SPC から業務を受託する者に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該参加グループは原則として失格とする。ただし、参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業又は SPC から業務を受託する者の変更ができる。
- イ 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、参加グループの代表企業及 び構成企業又は SPC から業務を受託する者に入札参加資格要件を欠く事態が生じ た場合には、市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これに より仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入 札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業又は SPC から業務を受託する者の 変更ができるものとし、市は変更後の参加グループと仮契約を締結できる。

# 5-3 入札参加に関する留意事項

# (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したことと する。

#### (2) 提出書類の取扱い・著作権

提案審査提出書類に関する著作権及び特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

# ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は事業提案書及び設計図書の一部を使用できる。また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しない。

なお、市は、すべての入札参加者の「鳥瞰図・透視図」(様式 5-3)及び「事業対象区域配置図・外構計画図・動線計画図」(様式 5-4)を審査講評時に公表する。

#### イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

#### (3) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業の応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

# (4) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

# (5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

#### (6) 使用言語及び単位・時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に 定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

# 6 落札者の選定

# 6-1 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、選定委員会を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

# 6-2 選定委員会の設置

市は、本事業における落札者の選定において、公平性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される選定委員会を設置している。なお、選定委員は下記のとおり(敬称略)である。

# 選定委員 (五十音順)

委員名	所属・役職等
梅宮 典子	大阪公立大学 名誉教授
木下 光	関西大学環境都市工学部 教授
寺地 洋之	大阪工業大学工学部 教授
洞 良隆	洞 良隆 法律事務所 弁護士
吉田 有里	甲南女子大学人間科学部 教授

<sup>※</sup>落札者決定までに委員と本事業に関し接触を持ち、又は持とうとした入札参加者は 失格とする場合がある。

# 6-3 審査の手順

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、本業務に係る対価による「定量的事項」と、事業提案書の提案内容(「事業実施計画等」、「施設計画」、「施工計画」等)による「定性的事項」について総合的に審査を行い、落札者候補として最も適当な者を選定する。選定委員会は市に選定結果を答申し、市は、その結果に基づき落札者を決定する。選定委員会は原則として非公開とし、審査及び選定の具体的な内容については、落札者決定基準において提示する。

# 6-4 審査方法等

審査方法及び項目は、落札者決定基準を参照すること。

# 6-5 落札者の決定

市は、開札結果及び選定委員会による落札者候補の選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。

# 6-6 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「契約の相手方」等をホームページにおいて公表する。

# (1) 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、すべての入札参加者に対して当該入札参加者の合否 について通知するとともに、審査の結果はホームページを通じて公表する。

# (2) 落札の無効

西宮市契約規則第9条に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

# (3) 審査講評の公表

市は、落札者決定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。審査講評の公表時期は、令和6年10月上旬頃を予定している。

# 6-7 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

• 西宮市都市局住宅部住宅整備課

事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できない。

- · 株式会社地域経済研究所
- · S I N生活空間研究所
- ・北口・繁松法律事務所

# 7 提示条件

# 7-1 市の支払いに関する事項

事業者は、本業務に係る対価について市から支払いのあるまでの間、負担することとし、市は事業者が実施する整備住宅等の設計・建設、その他業務に係る対価を事業者に対し、事業契約書に定めるところにより、支払うこととする。

# 7-2 改定の考え方

一定以上の物価変動があった場合又は消費税の範囲及び税率に変更が生じた場合、 契約金額について協議することがある。

協議方法の詳細については、事業契約書(案)において提示する。

# 7-3 事業者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができない。

#### 7-4 事業契約の締結等

#### (1) 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、契約書の文言の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議する。

# (2) 事業契約の締結

市は、落札者と事業契約書(案)に基づき事業契約に関する協議を行い、令和6年10 月下旬頃に仮契約を締結することを予定している。

なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、令和 6年12月下旬頃を予定している。

市議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合、それまでにかかった市、事業者(落札者)の費用は、それぞれの負担とする。

# (3) 違約金の支払い

落札者は、市と事業契約を締結しない場合、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を支払うこととする。

# (4) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

# 7-5 保険

事業者は、事業契約書(案)に掲載している保険に加入すること。その他、リスク対 応のために必要である場合は、提案により加入すること。

# 7-6 法制及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

市では、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援は想定していない。

# 第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する 事項

# 1 事業者の責任ある履行について

事業者は、事業契約書に定めるところに従って、誠実に業務を遂行し、責任を履行しなければならない。

# 2 市と事業者の責任分担

# 2-1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業用地の調査・設計・整備の責任は、事業者が担う業務の範囲において原則として事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

# 2-2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書(案)によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。

# 3 業務の要求水準

事業者が遵守すべき業務の要求水準は、要求水準書において提示する。

#### 4 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとする。

事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、履行保証保険等による事業期間中の履行保証を行うこととする。

# 5 市による本事業の実施状況の確認(モニタリング)

市は事業者が本書及び要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。市による本事業の実施状況の確認は、下記(1)から(3)までのとおりである。

# 5-1 モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、入札説明書等の規定に 基づき、事業契約締結後、市と事業者で協議し、市が決定する。

なお、モニタリングの主な内容については、次に示すとおりとする。

# (1) 業務着手時

ア 事業者は、業務着手前に業務全体に関する工程表を市に提出し、市が要求した事業 スケジュール等に適合していることの確認を受けること。

# (2) 設計時

- ア 事業者は、設計業務着手前に設計に関する工程表及び業務計画書を市に提出し、市 が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- イ 事業者は、必要に応じ資料等を市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- ウ 事業者は、基本設計及び実施設計の各完了時にセルフモニタリングを実施後、事業 契約書に定める図書を市に提出し、市が要求した性能等に適合していることの確認 を受けること。なお、提出する設計図書は、市の確認及び事業者と協議する相当な 期間を設け、積算や工事施工等に支障のないものとすること。
- エ 設計の状況について、事業者は、市の求めに応じて随時報告を行うこと。

#### (3) 解体撤去時

- ア 事業者は、解体撤去工事の着手前に、工程表及び施工計画書を市へ提出し、市が要求した事業スケジュール等に適合していること及び要求水準等が反映されていること等の確認を受けること。
- イ 事業者は解体撤去工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等、市が行うモニタリングに係る記録を作成し、市に定期的に提出し確認を 受けること。
- ウ 事業者は、解体撤去工事完了時にセルフモニタリングを実施後、市へ完了報告をし、 完了状況の確認を受けること。

#### (4) 建設時

- ア 事業者は、建設工事着手前に、工程表及び建設業務計画書を市へ提出し、市が要求 した事業スケジュール等に適合していること及び要求水準等が反映されていること 等の確認を受けること。
- イ 事業者は、建設工事の進捗状況及び施工状況等について市に報告し、市の求めに応

じて説明を行うこと。また、市は事前の通知なしに建設工事に立ち会うことができる。

- ウ 事業者は建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写 真等、市が行うモニタリングに係る記録を作成し、市に定期的に提出し確認を受け ること。
- エ 事業者は、施工に関する検査又は試験の実施について、事前に市に通知する。市は これらに立ち会うことができる。
- オ 事業者は、整備住宅等の施工期間中、市の求めに応じ中間確認を受けること。
- カ 事業者は、建設工事完了時にセルフモニタリングを実施後、市へ完了報告を行い、 完了状況の確認を受けること。この際、事業者は、施工記録を市の定めた書式に従って用意すること。
- キ 使用する資材については、施工前に市の確認を受けること。ただし、確認する材料 については協議を行った上、材料リストを市へ提出すること。施工計画書と兼ねる ことは可とする。

#### (5) 工事監理時

- ア 市は、業務実施前に、事業者が作成する業務計画書の確認と工事監理者の資格等に ついて、適格かどうかの確認を行う。
- イ 事業者は、工事監理の実施状況について、毎月の定期報告を行うとともに、市の要求に応じて、適切な方法により説明を行うこと。
- ウ 事業者は、工事監理業務の完了時にセルフモニタリングを実施後、セルフモニタリング記録を、市の定める方法及び期限に従い又は完工書類の一部として市に提出しなければならない。

#### (6) 工事完了時・施設引渡し時

- ア 事業者は、完了に伴う検査等を行う場合は、事前に市に通知すること。市はこれら に立ち会うことができる。
- イ 事業者は、建設工事完了時に市へ報告を行い、完成状況の確認を受けること。この際、事業者は、施工記録等を市の了解を得た内容に従って用意すること。

#### (7) 入居者移転事務補助時

- ア 事業者は、入居者移転事務補助着手前に、工程表及び業務計画書を市に提出し、確認を受けること。
- イ 事業者は、入居者移転の補助状況について市に報告し、市の求めに応じて説明を行

うこと。

#### (8) 随時

ア 事業者は、事業提案に従い市内業者契約額の市営住宅整備費及び移転事務補助等 費の合計に対する割合がわかる集計表を作成し、これらが証明できる書類(契約書 等)を備え、市の求めに応じ提出すること。事業提案時から契約金額の変更や協力 業者の変更をした場合はその都度修正し、割合を満たしていることを確認しておく こと。

# 5-2 モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その 他の費用は事業者の負担とする。

# 5-3 モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者の提供するサービスが予め定められた条件、又は要求水 準等を下回ることが明らかになった場合には、その内容に応じて是正勧告、支払いの延 期、契約解除等の措置をとる。

# 6 契約期間中の事業者と市の関わり

- ア 本事業は事業者の責において遂行される。又、市は前項のとおり、事業実施状況に ついて確認を行う。
- イ 原則として市は代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて構成企業及び協力企業と直接連絡調整を行う場合がある。
- ウ 資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は事業者に資金を提供する金融機関と協議することもあり得る。

# 7 事業の終了

契約期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

# 8 提出書類・作成要領

# 8-1 入札参加資格審査 (第一次審査) に関する提出書類

下記の資料について、求める部数を一括して提出すること。

提出書類	様式番号	サイズ	枚数	提出部数
入札参加申込書	様式 2-1	A4	1枚	1 部
委任状	様式 2-2	A4	適宜	1部
入札参加資格に関する提出書類(表紙)	様式 2-3	A4	1枚	
入札参加資格確認申請書兼誓約書	様式 2-4	A4	適宜	
参加グループを構成する企業連絡先一 覧	様式 2-5	A4	適宜	5 部
設計企業に関する資格	様式 2-6	A4	適宜	正:1部
建設企業に関する資格	様式 2-7	A4	適宜	副:4 部
工事実績調書	様式 2-8	A4	適宜	
工事施工証明書	様式 2-9	A4	適宜	
工事監理企業に関する資格	様式 2-10	A4	適宜	

<sup>※</sup>資格者名簿に登録のない者は、様式集別添資料 1 を参照し、必要書類(別添資料 1-1 又は 別添資料 1-2) を提出すること。

# 8-2 提案審査 (第二次審査) に関する提出書類

入札時の提出書類は、各様式の要領に従い記載すること。

提出書類		様式番号	サイズ	枚数	提出部数
入札書		様式 4-1	A4	1枚	1
入札内訳書		様式 4-2	A4	1枚	1
提案審査提出書類提出書	提案審査提出書類提出書			1枚	1
市内業者契約率に関する	<b>誓約書</b>	様式 4-4	A4	1枚	1
要求水準に関する誓約書		様式 4-5	A4	1枚	1
要求水準チェックリスト		様式 4-6	A4	適宜	1
提案書(表紙)		様式 4-7	A3	1枚	
事業実施計画に関する提覧	事業実施計画に関する提案書			1 +/-	
地域社会貢献度に関する抗	是案書	様式 4-8	A3	l 1枚	
住宅全体に関する提案書					11
住棟・住戸に関する提案	ŧ	様式 4-9	A3	3 枚以内	正:1部
コミュニケーションに関	する提案書				副:10部
長寿命化・維持管理に関	する提案書				
施工計画に関する提案書		様式 4-10	A3	2 枚以内	
入居者移転事務補助に関	する提案書				
提出書類	縮尺	様式番号	サイズ	枚数	提出部数
設計図書 (表紙)	_	様式 5-1	A3	1枚	
建築概要及び面積表	_	様式 5-2	A3	適宜	
鳥瞰図・透視図		様式 5-3	A3	1枚	
事業対象区域配置図					
・外構計画図・動線計	1/500 程度	様式 5-4	A3	1枚	
画図					11
内外部仕上表	_	様式 5-5	A3	適宜	11 元 . 1 郊
各階平面図	1/300 程度	様式 5-6	A3	適宜	正:1部 副:10部
断面図	1/300 程度	様式 5-7	A3	適宜	田」. IO 印
立面図	1/300 程度	様式 5-8	A3	適宜	
日影図	_	様式 5-10	A3	適宜	
事業実施工程表	_	様式 5-12	A3	2 枚以内	

# 8-3 入札辞退に関する提出書類

入札参加資格審査(第一次審査)時に入札参加申し込みをした入札参加者で、入札を 辞退する場合は、入札参加資格審査提出書類の提出先へ下記の資料を提出すること。

提出書類	様式番号	サイズ	枚数	提出部数
入札辞退書	6-1	A4	1	1

# 8-4 作成要領

# (1) 一般的事項

- ア 正本については代表企業名をつけ、副本については、住所、会社名、氏名、マーク 等参加グループの代表企業及び構成企業を特定できる表記、及び入札金額のわかる 記述は行わない。
- イ 提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は一切認めない。
- ウ 提出書類の具体的な内容は、提案様式集各項及び提出図面等の作成のポイント等 を参照すること。

# (2) 入札書等(様式 4-1~様式 4-2)

- ア 入札書 (様式 4-1) は入札参加資格審査結果通知書に同封する提出用のものを使用 することとし、市長印のないものは無効とする。
- イ 入札金額は、入札説明書の予定価格を踏まえた、サービス料の総額(消費税、地方 消費税を除く)とすること。
- ウ 入札金額は、提出書類の提案内容と整合が図られていること。
- エ 入札内訳書(様式 4-2) とともに封筒に入れて厳封すること。
- オ 入札書等に使用する印鑑は、様式 2-2 の代表企業入札書等使用印鑑を使用すること。

# (3) 提案審査提出書類(様式 4-3~4-10、様式 5-1~5-10)

# ア 共通事項

- ① 所定の欄に、市より送付された入札参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。
- ② 提出書類の作成にあたっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な

文章表現とすること。又、必要に応じて、文章表現を補うために着色や図表等を採用しても構わない。

- ③ 提出書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とすること。また、提案審査提出書類については、再生紙を使用して作成すること。
- ④ 模型の提出は不可とする。
- ⑤ 提案審査提出書類一式のデータを電子媒体(CD-ROM)にて2セット提出すること。なお、データのファイル形式は提案様式集による。電子媒体(CD-ROM)の表には提案受付番号を記載すること。

#### イ 提案書 (様式 4-7~様式 4-10)

提案書は、すべてA3 サイズ及び片面印刷で横書きとすること。提案書表紙(様式 4-7)を付け、1 分冊(A4 縦長左綴じ(Z 折り)、「正本(製本 1 部)」及び「副本ファイル綴じ 10 部」)を提出する。なお、ファイルは、取り外しが可能な 2 穴式とし、簡易でかさばらないものを使用すること。提案に関しては、抽象的な表現とせず具体的に記載すること。

#### ウ 設計図書 (様式 5-1~様式 5-10)

設計図書は、すべてA3 サイズ及び片面印刷で横書きとすること。設計図書表紙(様式 5-1)を付け、1 分冊(A4 縦長左綴じ(Z 折り)、「正本(製本 1 部)」及び「副本ファイル綴じ 10 部」)を提出する。なお、ファイルは、取り外しが可能な 2 穴式とし、簡易でかさばらないものを使用すること。

図面は、JIS の建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

様式 5-3 から様式 5-10 までのすべての紙面の右下に「市営江上町住宅建替事業 応募案」、図面等名称、提案受付番号を記載する。

# 第5 その他本事業の実施に関し必要な事項

# 1 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、ホームページにおいて公表を行う。

# 2 本事業の担当課

本事業の事務局は下記のとおりである。

# $\mp 662-0911$

兵庫県西宮市池田町 8 番 11 号 西宮市役所池田庁舎 4 階 西宮市都市局住宅部住宅整備課

電話:0798-35-3067

電子メール: jyuseibi @nishi.or.jp